

■有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成25年9月30日			平成26年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	650	652	2	1,150	1,156	6
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	650	652	2	1,150	1,156	6
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	50	48	△ 1
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	50	48	△ 1
合計		650	652	2	1,200	1,204	4

(2) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等

(単位：百万円)

	平成25年9月30日	平成26年9月30日
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	112	112
関連法人等株式	1	1
投資事業組高出資金	534	827
合計	648	940

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成25年9月30日			平成26年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	31,299	12,335	18,963	30,467	14,311	16,156
	債券	448,034	439,287	8,746	470,249	460,512	9,736
	国債	128,634	127,049	1,584	92,263	90,728	1,535
	地方債	215,605	210,473	5,132	269,582	263,574	6,008
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	103,793	101,764	2,029	108,403	106,209	2,193
	その他	14,909	14,669	240	50,623	49,459	1,164
	小計	494,242	466,291	27,950	551,340	524,283	27,057
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,924	8,072	△ 2,147	4,291	5,179	△ 887
	債券	95,641	96,601	△ 959	34,126	34,211	△ 85
	国債	36,331	36,848	△ 517	3,183	3,215	△ 31
	地方債	48,284	48,701	△ 416	11,146	11,168	△ 22
	短期社債	—	—	—	1,999	1,999	—
	社債	11,025	11,051	△ 26	17,796	17,828	△ 31
	その他	49,249	55,445	△ 6,196	52,538	59,009	△ 6,470
	小計	150,815	160,119	△ 9,304	90,956	98,400	△ 7,443
合計	645,058	626,411	18,646	642,297	622,683	19,613	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	平成25年9月30日	平成26年9月30日
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	1,346	1,348
その他	55	56
合計	1,402	1,404

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### (4) 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前中間期及び当中間期における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 中間期末日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄
- (2) 中間期末日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄
  - ア 時価が過去2年間にわたり、常に簿価の70%以下である場合
  - イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
  - ウ 株式の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

### ■金銭の信託関係

#### 1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

#### 2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。